

令和4年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の宥恕措置、 「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。主要内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与で比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が15%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、下記のとおり

- ① 10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度
 - ② 中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる制度
 - ③ 一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度
- の3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、

この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

■隠蔽仮想行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。

- ① 帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
- ② 帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額

令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	2,000万円		10年

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅			
令和4年・5年	5,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	4,500万円		

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
ZEH水準省エネ住宅			
令和4年・5年	4,500万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅			
令和4年・5年	4,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,000万円		

※ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

■**認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除**
住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■**一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度**

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等

②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■**上場株式等の配当について大口株主の変更**

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いましたが、配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■**適格請求書発行事業者登録について**

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。が、機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

■**国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限**

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることとされます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

相続税・贈与税

■**住宅取得資金の贈与税の非課税制度**

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日までへと2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

■**事業承継税制の特例計画の提出期限の延長**

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■**財産債務調書制度の見直し**

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることになります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

■**電子取引の電磁的記録の保存義務化の猶予措置**

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることになります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われます。

☆記事内容についてのお問合せは...

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会